

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部農政課協同組合係
内線番号	4904

No.	項目	内容
①	処分名	信用事業規程の承認又は変更若しくは廃止の承認
②	法令名	農業協同組合法
③	法令番号	昭和22年法律第132号
④	根拠条項	第11条第1項及び第3項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:所管区域内の事務については、主たる事務所の所在地を所管する広域振興局長)
⑥	法令の定め	第11条第1項 組合が、第十条第一項第三号の事業を行おうとするときは、信用事業規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。 第11条第3項 信用事業規程の変更(軽微な事項その他の主務省令で定める事項に係るものを除く。)又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。
⑦	審査基準	系統金融機関向けの総合的な監督指針(平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号金融庁監督 局長・農林水産省経営局長通知) IX－5 信用事業規程の承認【組合】 組合が信用事業を行うに当たっては、取り扱う事業を定款に記載するための農協法第44条第2項に基づく定款変更認可が必要なほか、農協法第11条第1項の規定により、信用事業規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。この承認を行うに当たっては、事業の適切かつ健全な運営を確保する観点から、 ・ 自己資本等の財産的基礎が安定しており、かつ、財務内容に問題がないか ・ 業務執行体制及び内部監査体制が整備されているか ・ 事務処理体制が整備されているか に留意するとともに、特に次に掲げる事業については、それぞれ次に定める点を確認するものとする。 (1) 債務の保証及び手形の引受け 手形の引受けについては、併せて外国為替業務を行うことになっている。 (2) 金銭債権の取得又は譲渡 余裕金運用として金銭債権の取得の実績があるか。 (3) 信託業務 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年3月11日)第1条第1項の規定による認可を受けているか。
⑧	経由機関名	所管区域を超える事務については、主たる事務所の所在地を所管する広域振興局
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 1M14D
		経由機関 14日
		協議機関
		当該処分機関 1カ月
⑫	問合せ	農林水産部農政課協同組合係(075-414-4904)
⑬	備考	